

- 新たなシニア向けサービスの需要の創出、高齢者の起業や雇用の促進、高齢者が有する技術・知識等の次世代への継承等の好循環を可能とする環境を整備していく。

(9) 加齢による難聴等への対応

- 令和6年度末に改訂した「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた取組実施のための手引き（第2版）」を地方公共団体へ周知するとともに、地方公共団体による難聴高齢者の早期発見等に関する取組の促進を図る。
- 補聴器については、その購入に際して消費者トラブルが報告されていることを踏まえ、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組を推進する。

3 学習・社会参加

(1) 加齢に関する理解の促進

- 小・中・高等学校におけるボランティア等の社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図る。

(2) 高齢期の生活に資する学びの推進

- ① **デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進**
 - 「デジタル推進委員」について、関係府省庁が実施するデジタルリテラシー向上やデジタル格差の解消に向けた取組等と連携し、携帯電話ショップに加え、地方公共団体・経済団体・企業・地域ボランティア団体への拡大を図るとともに、図書館や公民館、鉄道駅、薬局など身近な場所の活用を含め、継続的にきめ細やかなサポートができるよう、相談体制の充実を図っていく。

② 社会保障教育及び金融経済教育の推進

- 早い段階からの社会保障教育やライフステージに応じた啓発の充実を図る。特に、学校教育段階においては、小・中・高等学校学習指導要領に基づく社会保障の意義や役割等に関する教育について、教育委員会等への周知とともに、教職員向けの研修会の実施や、教員にとって使いやすい資料の提供等を通じて、社会保障教育の十分な機会の確保を図る。
- マイナンバー制度について、情報連携により添付書類の省略が可能な事務手続数は順次拡大しており、こうした取組状況に関して、地方公共団体等とも連携し、国民への周知・広報を行う。
- J-FLECを中心とした関係機関と連携し、社会保障分野も含めた金融経済教育の充実に取り組む。

③ 消費者教育の推進

- 消費者教育の推進に関する法律及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、消費者教育を推進する。また、第7期消費者教育推進会議の下で「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」を開催し、高齢期を含むあらゆるライフステージの多様な消費者への消費者教育の機会の創出・充実に向けて、地域ネットワークの構築・強化に関する方策について検討を行う。
- 消費者教育コーディネーターの配置・育成の支援として「消費者教育コーディネーター会議」の開催等を行い、地方公共団体での啓発活動等の取組事例を収集することや、「消費者教育ポータルサイト」等で情報発信を行うことにより、地域、家庭等の様々な場での

消費者教育の推進を図る。

- 体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」等を活用した啓発活動を推進し、悪質商法等の消費者被害の未然防止に取り組む。
- 多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえ、高齢者や福祉関係者等の見守り活動の担い手に対して、「消費者教育ポータルサイト」等を通じて消費者教育教材や啓発資料、取組事例等の情報提供を行い、見守り活動における啓発活動を促進する。

④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実 ア 社会教育の振興

- 公民館を始めとする社会教育施設等において、高齢者を含む幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進するとともに、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集し、広く全国に情報共有等を図る。

イ 学校機能・施設の地域への開放

- 学校は地域コミュニティの核となることから、複合化等を行う公立学校の施設整備に対して国庫補助を行うとともに、好事例を収集・横展開することを通じて、高齢者を含む地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

ウ 文化活動の振興

- 国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。

- 博物館・美術館等を中核として、社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を補助する中で、文化活動の推進を図る。

エ スポーツ活動の振興

- スポーツによる地域活性化推進事業を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

オ 自然とのふれあい

- 国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、インターネット等を通じて自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報を提供する。

(3) 地域における社会参加活動の促進

① 多世代による社会参加活動の促進

ア 地域社会における課題解決に向けた担い手確保等の仕組みの構築・活用促進

- 地域を支える人材の高齢化や人手不足が進む中で、幅広い世代の参画の下、地方公共団体、NPO、地域住民等の多様な主体の連携により、地域社会の課題解決に取り組むプラットフォームのモデル構築を図るため、多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業を行う。

イ 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- 老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。
- 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を令和8年11月に埼玉県で開催する。
- 地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「地域学校協働活動」を推進する。
- 企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボ

ランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の立ち上げを支援する高齢者生きがい活動促進事業を実施する。

- 地域支援事業において、有償ボランティア活動等の就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置を推進する。
- 高齢者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、バリアフリー化に必要な施設整備や設備導入を含めハード・ソフト両面からの支援など、国内外の旅行者を対象にユニバーサルツーリズムの促進を図る。
- 地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図る。
- 地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組を通じた安全・安心で活力ある地域形成を促進するため、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集し、広く全国に情報共有等を図る。
- 「高齢社会フォーラム」を開催する。
- エイジレス・ライフ実践者や、社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を紹介する。

ウ 国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進

- 国立公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報発信の充実等を推

進し、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場を提供していく。

エ 高齢者の余暇時間等の充実

- 高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、放送事業者の自主的な取組を促す。同時に、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する助成を行うこと等により、放送事業者等の取組を支援していく。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備

- 認定NPO法人等の寄附税制の活用促進やNPO法の適切な運用を推進する。
- 市民活動に関する情報の提供を行うための内閣府NPOホームページや、ポータルサイト等の情報公開システムの機能向上に取り組む。
- NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利便性向上と利用の促進を図る。
- JICA ボランティア事業を推進する。
- 「社会教育士」の称号を取得できる社会教育主事講習を実施する。また、社会教育士等の社会教育人材の継続的な学びの機会の確保等を図るとともに、社会教育士フォローアップ研修を実施する。

4 生活環境

(1) 豊かで安定した住生活の確保

- 「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月閣議決定）に掲げた目標を達成するため、必要な施策を着実に推進する。